

シャプラニール=市民による海外協力の会

会 則

1989年6月18日制定
1989年7月1日施行
1990年3月24日改正
1992年6月21日改正

169-8611 東京都新宿区西早稲田2-3-1 早稲田奉仕園内
TEL 03-3202-7863 FAX 03-3202-4593
E-mail info@shaplaneer.org
Web Site <http://www.shaplaneer.org/>

第1章 総則

【名称】

第1条 本会はシャプラニール=市民による海外協力の会（英語名 SHAPLA NEER = Citizens' Committee in Japan for Overseas Support）と称する。

【事務所の位置】

第2条 本会は主たる事務所を東京都新宿区西早稲田二丁目3番1号早稲田奉仕園スコットホール内に置く。

【目的】

第3条 本会は市民の自発的参加と責任にもとづき、「南」の国々の民衆の生活向上のために海外協力の諸活動を行ない、もって草の根の立場から南北問題解決の道をさぐることを目的とする。

【活動の内容】

第4条 本会は前条の目的を達成するために、以下の活動を行なう。

- (1) 「南」に国々における開発プロジェクトの実施
- (2) 「南」の国々における開発プロジェクトの支援
- (3) 「南」の国々における災害その他の緊急事態に対する救援・復興協力・防災活動
- (4) 民衆の自立のための生産物の輸入・販売
- (5) 海外協力のための資金づくり
- (6) 民衆の暮らしと文化の相互理解および相互交流の促進
- (7) 南北問題の解決に向けた調査・学習・開発教育
- (8) 草の根の海外協力の基盤を日本社会に形成するための活動
- (9) その他前条の目的を推進するために必要な諸活動

【海外協力の基本原則】

第5条 本会は「南」の国々における開発プロジェクトの実施・支援その他前条に規定した海外協力の諸活動を推進するにあたっては開発の主体があくまでも民衆自身であることを基本原則とする。
2. 前項の基本原則にのっとり海外協力を実施する上で必要な規定は別途定める。

第2章 会員

【会員の種類】

第6条 本会の会員は正会員および賛助会員（個人賛助会員、団体賛助会員）よりなる。
2. 会の趣旨に賛同し会の活動を積極的に担う意思をもち、会費を負担した満16歳以上の市民を正会員とする。正会員は総会の議決権を有する。
3. 会の趣旨に賛同し賛助会員を納入した市民または団体を

それぞれ個人賛助会員または団体賛助会員とする。

【会費】

第7条 会費および賛助会費は以下の通りとし、一口以上とする。

- (1) 正会員 年額一口12,000円
- (2) 個人賛助会員 年額一口6,000円
(16歳未満は年額一口3,000円)
- (3) 団体賛助会員 年額一口30,000円

2. 70歳以上の市民または家族のうちの一人がすでに会員である市民が、会員になろうとするときには別途定める規定により会費を減額することができる。
3. その他運営委員会が特に認めた会員については会費を減額ないし免除できる。

【入退会】

第8条 入会手続きは入会の申し込みと会費の納入により完了する。

2. 本会は本人の申し出により退会できる。会費を一定期間以上滞納した場合は退会の申し出があったものとみなす。
3. 運営委員会は本会が活動をを進めるうえで著しい不行跡があったと認められた者または本会則に定める会員の要件を満たしていないと認められる者については、前納された会費を返還して退会を強制することができる。

【会員に関する規定の委任】

第9条 その他会員に関して必要な事項は別途定める。

第3章 運営の機関

【総会】

第10条 本会の最高意思決定機関として総会を置く。

2. 総会は正会員により構成される。
3. 総会は代表が招集する。
4. 総会は年1回開催する（通常総会）ほか、必要により臨時に開くこと（臨時総会）ができる。正会員総数の5分の1の要請または運営委員会の決定があった場合には代表はすみやかに臨時総会を招集しなければならない。
5. 総会は出席者および委任状提出者合計の過半数をもって以下の事項を決定する。

- (1) 新年度の活動計画及び予算の決定
- (2) 前年度の決算および活動報告の了承
- (3) 代表、事務局長、運営委員の選任と解任
- (4) 海外事務所の設置と廃止
- (5) 支部の設立と廃止
- (6) その他会の運営の根本にかかわる事項の決定および会の解散

6. 総会の定足数は、正会員総数の5分の1とする。
7. 総会の議長は各回ごとに総会の開会に先立って議決により選任される。

【運営委員会】

第 11 条 運営委員会は以下の事項を審議し決定する。

- (1) 活動計画案および予算案の作成
 - (2) 決定案および活動報告案の作成
 - (3) 会員の退会に関する事項の承認
 - (4) 総会への議案の提出
 - (5) 諸規則規定の制定
 - (6) 副代表の選任および解任
 - (7) 事務局員ならびに現地で採用する職員の任免の承認
 - (8) 支部の設置の提案と地域連絡会結成の承認
 - (9) その他会全体の運営にかかわる事項
2. 運営委員会は総会において正会員の中から選任された代表、事務局長および 10 名以上 20 名以内の運営委員により構成され、運営委員長は代表が兼務する。
3. 運営委員会は運営委員長が招集し、原則として年 4 回の定例会を開催する。また 2 名以上の運営委員会構成員により要請があったときは運営委員長はすみやかに臨時会を招集しなければならない。
4. 運営委員の任期は 3 年とし再任を妨げない。ただし本項における 3 年とは運営委員に選任された総会から起算して 3 年目の通常総会までの期間とする。
5. 前任者の辞任により任期途中を引き継いだ運営委員は残りの期間をもってその任期とする。
6. 運営委員会の定足数は運営委員会構成員総数の 2 分の 1 とし、採決は出席者の過半数によるものとする。
7. 運営委員会にはその決定のもとに諮問期間として小委員会を設けることができる。小委員会には運営委員以外の会員を参加させることができる。
8. 運営委員会は特段の事情がないかぎり公開とする。

【常任運営委員会】

- 第 12 条 常任運営委員会は運営委員会にて運営委員の中から選任された 3 名以上の常任運営委員および代表、事務局長により構成され、常任運営委員長は代表が兼務する。
2. 常任運営委員会は運営委員会から付託を受け、会の日常の運営につき審議し、決定する。ただし第 11 条第 1 項第 1 号から第 8 号までにかかわる事項については、運営委員会の審議・決定を必要とする。
3. 常任運営委員会は常任運営委員長が招集し、原則として月 1 回の定例会を開催する。また 2 名以上の常任運営委員会構成員より要請があったときは、常任運営委員長はすみやかに臨時会を開催しなければならない。
4. 常任運営委員の任期は選任後、次の通常総会までの 1 年以内とする。但し再任を妨げない。
5. 常任運営委員会の定足数は常任運営委員会構成員総数の 3 分の 2 とし、採決は出席者の過半数によるものとする。
6. 常任運営委員会は非公開とする。ただし会員の利害に直接かかわる事項の審議で会員の要請があった場合には代表は常任運営委員会を公開しなければならない。

【代表、副代表および事務局長】

- 第 13 条 本会に代表 1 名および事務局長 1 名をおく。任期はそれぞれ 3 年とし、再任を妨げない。ただし、前任者の任期途中を引き継いだものは残りの期間をもって、その任期とすることができる。
2. 代表は本会を代表し、会を統括する。
 3. 代表は運営委員会委員長として運営委員会を主催する。
 4. 代表に支障のあるとき、代表が欠けたときは運営委員会はその決定にもとづき、運営委員の中から代表代行を選任することができる。
 5. 事務局長は事務局の運営と事務局の諸活動を統括する。
 6. 事務局長は有給の常勤職とする。ただし、特段の事情があれば非常勤とすることができる。
 7. 事務局長に支障があるとき、事務局長が欠けた場合には運営委員会は運営委員の中から事務局長代行を選任することができる。
 8. 代表を補佐する機関として運営員の中から副代表を 2 名おくことができる。

【事務局】

- 第 14 条 本会には事務局を置く。
2. 事務局は総会ならびに運営委員会で決定された事項を実行しなければならない。
 3. 事務局は事務局長並びに常勤および非常勤の事務局員により構成される。
 4. 前項にかかげた事務局員は正会員とする。
 5. 常勤および非常勤の事務局員の雇用期間ならびに勤務条件・給与は別途定める。
 6. その他事務局の運営に必要な事項は別途定める。

【事務局員に対する運営委員会の責務】

第 15 条 運営委員会は事務局員が十分な給与をはじめとした良好な勤務条件ならびに勤務環境のもとで働けるよう留意しなければならない。

【海外事務所】

- 第 16 条 本会は開発協力プロジェクトの実施のために海外事務所を置くことができる。
2. 運営委員会ならびに事務局は海外事務所の活動が本会の目的の実現に貢献できるよう、十分な支援を行わなければならない。海外事務所に派遣されている事務局員はその活動が本会全体の活動の発展につながるよう留意しなければならない。
 3. 海外事務所の設置と運営に必要な事項は別途定める。

【監査委員】

- 第 17 条 本会には監査委員 1 名以上を置く。
2. 監査委員は本会の会計を監査し、総会に報告しなければならない。

3. 監査委員の任免は総会の決定による。監査委員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

第4章 支部地域連絡会

【支部 地域連絡会】

第18条 本会には必要に応じて、総会の決定により支部を、または運営委員会の決定により地域連絡会を設けることができる。

【支部 地域連絡会に関する規定】

第19条 支部ならびに地域連絡会の設置および活動等については別途定める。

第5章 資金、会計および財産

【会計】

第20条 会計は一般会計および特別会計とする。
2. 海外事務所の会計は海外事務所特別会計による。
3. 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

【資金】

第21条 本会の活動は会費、寄付金、事業収入、助成金、補助金、その他をもってあてる。

【借入金】

第22条 資金の借入をする場合は短期、長期を問わず運営委員会の承認を要する。

【外部資金の受け入れ】

第23条 助成金、補助金等外部資金の受け入れにあたっては本会の独立性と活動目的を損なうものであってはならない。とりわけ海外プロジェクトの実施にあたってはそのことに留意しなければならない。
2. その他外部資金の受け入れに関して必要な事項は別途定める。

【基金】

第24条 本会には必要に応じ、基金を設けることができる。

【財産】

第25条 本会の財産は代表が管理する。その方法は別途定める。

【書類および帳簿の保管】

第26条 主たる事務所には別途定めた規定にかかげた書類および帳簿を会員が常に閲覧できるようにしておかねばならない。

【会計に関する事項の委任】

第27条 会計に関する規定は別途定める。

第6章 会則の改正、会の解散、残余財産の処分

【規則・規定の制定】

第28条 この会則の実施にあたり、必要な規則および規定は運営委員会において定める。

【会則の改定】

第29条 この会則は総会出席者および委任状提出者合計の3分の2の決議により改正できる。

【会の解散】

第30条 本会は活動の目的を達成したとき、または本会の存続の意味が失われたと判断されたときには総会出席者および委任状提出者合計5分の4の決議により解散する。

【残余財産の処分】

第31条 前条の決定が下されたときは代表は総会の決定にしたがう他海外協力の増進に寄与する方法で財産を処分しなければならない。

付則

【施行期日】

第1条 この会則は1989年7月1日より施行する。

【正会員制度および賛助会員制度の施行時期】

第2条 本会則第6条および第7条に規定する正会員および賛助会員の規定は前条の規定にかかわらず、1989年7月15日より施行する。

【1989年度役員選出の特例】

第3条 1989年度の当初の役員(代表、事務局長、運営委員、常任運営委員、事務局長代行、監査委員)については本会則の規定にかかわらず、1989年度会員合宿で選出されたものを役員とする。

【運営委員選出の特例】

第4条 運営委員の選任にあたっては1989年度に限り、本会則第10条5項の規定にかかわらず、会員合宿の運営委員会への委員の範囲で、1989年6月19日以降、運営委員会の決定により運営委員を選任することができる。この場合に運営委員の任期は1989年6月より起算するものとする。